

2025年9月5日



各 位

会 社 名 アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 庵 下 伸 一 郎
(コード番号：6085 東証グロース)
問 合 せ 先 執行役員 管理本部長 生 島 始 郎
(TEL. 03-6262-1256)

(経過開示) 株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ

2025年7月9日「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」で開示いたしました、当社株主の中谷宅雄氏より出されておりました臨時株主総会招集請求に対し、当社としましては、2025年7月25日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」で開示しておりますとおり、当社から中谷氏代理人に対し質問状を提出しておりました。

その後、8月12日付「(開示事項の変更) 臨時株主総会招集のための基準日取り消しに関するお知らせ」で開示しております中谷氏の代理人からの回答書を受領しましたが、当社の質問状に対する回答とはなっていなかったため、8月22日付「(経過開示) 株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」8月25日「(差替) 「(経過開示) 株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」の添付資料の差替えについて」に開示のとおり、再質問状を中谷氏の代理人に提出しておりました。回答がないまま、中谷氏より「株主総会招集許可申立事件」として申立てがなされ、東京地方裁判所より令和7年9月9日に審問が行われることの通知がありましたことを、2025年8月29日に開示いたしました。なお、諸般の事情により当該審問は令和7年9月10日に日程が変更されたことをお伝えいたします。

その後、中谷氏の代理人弁護士より、当社顧問弁護士(フェアネス法律事務所、水野靖史弁護士、山本直諒弁護士、藤永貴大弁護士)に対し、2025年8月29日に「回答書(2)」(別添参照)が届いたとの連絡が当社顧問弁護士より連絡ありました。この「回答書(2)」への当社としての対応は、後日改めて開示させていただきます。

以 上

2025年 8月 29日

〒100-0013

東京都千代田区霞が関1丁目4番1号

日土地ビル10階

フェアネス法律事務所

アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社代理人

弁護士 水野 靖史 先生

同 山本 直諒 先生

同 藤永 貴大 先生

〒100-0005

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

新国際ビル9階

祝田法律事務所

電話 03-5218-2084 FAX 03-5218-2085

中谷宅雄氏代理人

弁護士 熊谷 真喜

同 奥 苑 直 飛

同 内 藤 拓

回答書 (2)

冠 省

当職らは、中谷宅雄氏（以下「請求株主」といいます。）を代理して、貴職らがアーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社（以下「貴社」といいます。）を代理して送付した令和7（2025）年8月22日付け「再質問状」と題する書面（以下「本件再質問状」といいます。）に対し、以下のとおり回答するとともに、貴社に対し、以下のとおり要請します。

第1 はじめに

貴社の現経営陣は、請求株主による2025年7月4日付け臨時株主総会招集請求書（以下「7月4日付け招集請求書」といいます。）を同年7月7日に正式に受領しながら、13営業日後の同月25日になって取締役会において「賛否や意見を明確にするため」に請求株主に質問状を送付することを決定

し、請求株主に対して事業計画の開示を含む詳細な説明を求めた上で、その回答を5営業日以内にすることを要請しました。請求株主は、貴社の経営に関与しない株主であり、法令上も回答義務を負わないにもかかわらず、貴社の現経営陣の質問に逐一回答する形で、貴社の現経営陣が指定した期限内である同年8月1日に、回答書を貴社代理人である貴職らに送付いたしました（以下、請求株主が同日に送付した回答書を「8月1日付け回答書」といいます。）。それにもかかわらず、貴社の現経営陣は、8月1日付け回答書を受領して10日も経過してからようやくこれを適時開示して株主の閲覧に供するとともに、請求株主が事業計画を開示しないことや質問に回答しないこと等を理由として、既に設定していた臨時株主総会の基準日を取り消しました。そして、貴社の現経営陣は、同年8月22日に本件再質問状を請求株主に送付し、その回答期限を5営業日以内にするを再度要請しています。

このような一連の貴社の現経営陣の行為、特に臨時株主総会のための基準日を取り消した行為は、貴社の経営陣が強い保身目的を有し、臨時株主総会の開催を1日でも遅らせることによって、その地位に留まるよう固執しているのではないかという請求株主の疑念を、いっそう強めました。なお、貴社は、2025年8月12日付け適時開示において、臨時株主総会の基準日を取り消した理由として、株主に必要な情報を提供し十分な判断材料の下で議決権を行使させることが必要であるなどと主張しています。しかし、①請求株主は、各議案の要領及び提案の理由は臨時株主総会招集請求書に記載していること、②請求株主は、貴社からの質問に対して書面で回答を行い、それは貴社によって公表されていること、③貴社は、臨時株主総会の招集のための手続と並行して、情報収集及び開示をすることも可能であることからすれば、一度設定した基準日を取り消す必要などないことは明らかであり、貴社の現経営陣の主張は、明らかに不合理です。

また、貴社の現経営陣は、貴社の第18回定時株主総会（以下「本件定時総会」といいます。）において、基準日前後にわたって株式を売却し続けている株主に対して基準日後に取得した株式についても議決権を付与したことについて、現在まで何ら合理的な理由を説明していません。このことも、請求株主において、貴社の経営陣に強い保身目的があるのではないかとの懸念を強めています。

さらに、貴社の現経営陣は、2025年8月22日付け適時開示「(経過開示) 株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」において、個人である請求株主の住所を、何の必要性もないのに、インターネット上に公開しました（以下、この適時開示を「本件開示」といいます。）。そこで、当職らが、請求株主を代理して、貴社のIR担当である執行役員管理本部長の生島始郎氏に対し、請求株主の住所の開示を直ちに取りやめるよう抗議したところ、生島始郎氏は、その場では、通知人の要求を了承しましたが、貴社の現経営陣は、その後も、貴社ホームページ及びTDnetにおいて本件開示を続け、結局、4日後である同月26日に当職らが本件開示を取りやめるよう再度警告する旨の文書を送付した後に、ようやく、インターネット上において請求株主の住所を公表することを停止しました。このような貴社の一連の対応は、請求株主のプライバシー侵害及び個人情報の目的外利用に当たること

は明らかであり、請求株主に対する、悪意のある嫌がらせ目的の行為であるとしか考えられません。貴社の現経営陣が、適時開示資料について、貴職らその他専門家の助言を受けているかどうか不明ですが、二度も抗議を受けるまで、このようなプライバシーの侵害行為を継続した貴社の現経営陣に、コンプライアンス意識が大きく欠如していることはよく理解できました。

請求株主は、貴社においてこれ以上経営陣の保身目的で不当に臨時株主総会の開催を引き延ばすことを株主として容認することはできないため、2025年8月15日、東京地方裁判所に対し、別紙のとおり、株主総会招集許可決定の申立てを提起しました（以下、この申立書を「本申立書」といいます。）。

また、請求株主は、株主総会招集許可決定がなされ次第、早急に当該臨時株主総会の基準日公告を行うよう、あらかじめ要請します。

第2 質問事項に対する回答

1. なぜ定時株主総会で議決権行使をせず、かつ、自ら適任と考える取締役を推薦する等の措置を取らなかったのかについて（本件再質問状の（1））

貴社役員の解任を求める理由については、7月4日付け招集請求書並びに本申立書の第2,2（3～6頁）及び4（7～9頁）に記載のとおりですので、そちらをご参照ください。

なお、貴社は、「仮に株主構成が少しでも変化した場合に常に株主の意思を問うべきであるとするれば、上場会社の会社経営は、一部の少数株主により容易に妨害できることとなり、会社の意思決定が阻害され、ひいては株主共同の利益を毀損することとなる」などと主張しています。しかし、株主が、会社法上認められている株主権をいつ行使するかは、株主の自由です。また、8月1日付け回答書において回答したとおり、本件では、貴社の株主構成は本件定時総会の基準日以降大きく変更していますから、貴社の主張は前提を欠くものです。加えて、そもそも請求株主は、これまでの貴社経営陣の一連の対応に不信感を募らせたことから、貴社経営陣が役員として不適格であると考え、臨時株主総会の開催を請求しているのであって、株主構成が変化したことのみを理由に開催を請求しているわけではありません。

2. ペーア・ディミトリー・フィリップ氏が現在の経営陣と敵対的な関係にあるとの認識かどうかについて（本件再質問状の（2））

請求株主は、貴社の主張する「敵対的な関係」の意味を把握しかねます。この点については、下記8.のご回答もご参照ください。

いずれにせよ、請求株主は、現経営陣が役員として不適格であると考えているため、解任議案を提案したのであり、一方で、貴社役員としてより適格であると請求株主が考える候補者を推薦しているだけです。

3. 請求株主がペーア・ディミトリー・フィリップ氏からの委任で、本件招集請求を行っているのかについて（本件再質問状の（3））

請求株主は、請求株主自らの意思で請求を行っており、ペーア・ディミトリー・フィリップ氏（以下「フィリップ氏」といいます。）から委任を受けていません。

4. 開催コストや賠償コストを負担してでも信任投票を行う必要があることについて（本件再質問状の（4））

本申立書の第2,2（3～6頁）及び4（7～9頁）に記載のとおりですので、そちらをご参照ください。

なお、貴社は、「信任投票ということは解任の正当事由がないことは明らか」と理由なく主張していますが、そのような論理関係は成り立ちません。

5. 各取締役について解任に正当な理由があることについて（本件再質問状の（5））

請求株主が貴社役員の解任を求める理由については、7月4日付け招集請求書並びに本申立書の第2,2（3～6頁）及び4（7～9頁）に記載のとおりですので、そちらをご参照ください。なお、請求株主は、貴社役員の解任には、正当な理由があると考えています。

6. 請求株主が取締役候補者と直接面談をしているのかについて（本件再質問状の（6））

請求株主は、請求株主が推薦する取締役候補者と面談等を行ったうえで、貴社役員としての適格性を判断しております。

7. 各候補者は、株主総会で選任された場合、内諾する意思を有しているのかについて（本件再質問状の（7））

各候補者とも、貴社の臨時株主総会において役員に選任された場合には、就任することを内諾しております。

8. 各候補者ともが、現経営陣に対して敵対的な関係となることを認識しているのか（本件再質問状の（8））

上記2. のとおり、請求株主は、貴社の現経営陣が主張する「敵対的な関係」の意味を把握しかねております。「かかる行動が現経営陣に対して敵対的な関係となる」との記載からすると、貴社の現経営陣は、各候補者が、請求株主と面談したり、株主総会で選任された場合は就任を内諾する意思を示す行為は、貴社の現経営陣と「敵対」することである、と考えているのでしょうか。

しかし、各候補者が貴社の取締役として選任されるかどうかは、貴社の株主が判断することです。それにもかかわらず、各候補者が、取締役候補者となることを内諾しただけで自らの「敵」であるとするのは、貴社の株主を「敵」として扱うのと同義であり、取締役として適切な態度であるとはおよそ考えられません。また、各候補者は、インターネット上に開示されている本件再質問状の内容を確認しているところ、「敵対的な関係」などと各候補者を畏怖させようとする表現を用いること自体が、貴社の現経営陣が強い保身目的を有し、その地位に留まるよう固執していることを強く裏付けていると言わざるを得ません。

なお、上記6.及び7.のとおり、各候補者は、今般の貴社の臨時株主総会において役員に選任されるものであることを理解し、これを承諾しています。

9. デイミトリ氏が大量保有報告書の保有目的の変更を届けない理由について（本件再質問状の（9））
フィリップ氏の大量保有報告書における株式保有目的や今後の意向については、請求株主は知る由もありませんので、お答えしかねます。

10. 取締役候補者の属性情報に関する調査の有無とその結果について（本件再質問状の（10））

8月1日付け回答書や上記6.及び7.において回答したとおり、新任役員各候補者については、貴社株主である請求株主の立場から適切と考えられる候補者を提案しており、適切と考える手続を経ております。したがって、当該候補者が役員として適格であるかは、現在の株主構成の下で、臨時株主総会において株主の判断を仰ぐべき事項であり、貴社経営陣に対して開示すべき事項ではないと考えます。

11. 中期経営計画と比較可能な新取締役候補者側の事業計画の提示（本件再質問状の（11））

8月1日付け回答書において回答したとおり、事業計画は、現在の株主構成による臨時株主総会において選任された新たな経営陣の下で作成されるものであって、貴社株主である請求株主が作成すべきものではありませんし、貴社経営陣に対して開示すべき事項でもありませんので、開示には応じかねます。

不一

※ 本書は内容証明郵便及びFAXで送付していますが、本申立書はFAXのみに添付しています。

送出人 〒100-0005

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号新国際ビル9階祝田法律事務所

中谷宅雄氏代理人 弁護士 熊谷真喜 同 奥苑直飛 同 内藤拓

受取人 〒100-0013

東京都千代田区霞が関1-4-1日土地ビル10階フェアネス法律事務所

アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社代理人弁護士水野靖史先生 同 山本直諒先生 同 藤永貴大先生

証明文が印刷されます